

---

令和4年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年3月3日 (木曜日)

---

議事日程 (1)

令和4年3月3日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第1号 副町長の選任同意について

第5 同意第2号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第6 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第2号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第4号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第5号 芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第6号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第7号 芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

第13 議案第8号 芦屋町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第9号 芦屋町子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第10号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第11号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第12号 芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例の制定について

第18 議案第13号 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について

- 第19 議案第14号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）
- 第20 議案第15号 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第16号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第17号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第18号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第19号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第20号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第21号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第22号 令和4年度芦屋町一般会計予算
- 第28 議案第23号 令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第29 議案第24号 令和4年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第30 議案第25号 令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第26号 令和4年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第32 議案第27号 令和4年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第33 議案第28号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第34 議案第29号 令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第35 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第36 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 第37 報告第2号 専決処分事項の報告について

---

【 出席議員 】 （12名）

1番 内海 猛年      2番 中西 智昭      3番 長島 毅      4番 萩原 洋子  
5番 信国 浩      6番 本田 浩      7番 松岡 泉      8番 妹川 征男  
9番 小田 武人      10番 川上 誠一      11番 横尾 武志      12番 辻本 一夫

---

【 欠席議員 】 （なし）

---

【 欠員 】 （なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

---

【 傍 聴 者 数 】      1 名

---

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....  
午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 4 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----  
**日程第 1. 会期の決定について**

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 3 月 3 日から 3 月 16 日までの 14 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----  
**日程第 2. 会議録署名議員の指名について**

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、信国議員と 7 番、松岡議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

----- . ----- . -----  
**日程第 3. 行政報告について**

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。今定例会では書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第1号から日程第37、報告第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の副町長の選任同意につきましては、副町長中西新吾氏の任期が令和4年3月31日で満了することに伴い、再度、同氏を副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

同意第2号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、吉永和子氏の任期が令和4年3月15日をもって満了となりますので、吉永氏を再度選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものです。吉永氏は平成28年3月から固定資産評価審査委員会委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年の人事院勧告に伴い本町職員の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年の人事院勧告に伴い議会議員の期末手当の支給率を改定し、令和4年6月の期末手当について令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう措置するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号の芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定について、年度ごとに任用する会計年度任用職員について改定内容を翌年度から適用するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号の芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全国的に消防団員数が減少していること、災害が多様化・激甚化し、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的として消防団員の処遇等に関する検討がなされ、消防庁から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されました。この基準に基づき本町の消防団員の処遇改善を図るため、出動報酬の創設及び費用弁償の見直しなどを行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号の芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、引用条文を変更する等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号の芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の一部を町長が管理し執行するため新たに条例を制定し、芦屋釜振興のための組織体制の構築に関連する条例の一部を改正するものです。

議案第8号の芦屋町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するため子ども医療費の支給対象者を中学生から18歳までに拡大することから、子ども医療費、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費の支給に関連する条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号の芦屋町子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町子ども医療費助成事業基金を子ども医療費助成事業に係る医療費に充てるだけでなく、町が負担している診療明細書の審査支払い手数料に充てることのできるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、保育所等と保護者との間の手続で書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するほか同基準等の改正に合わせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号の芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い家庭的保育事業者が作成・保存を行うもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するほか同基準の改正に合わせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例の制定につきましては、平成25年に策定した芦屋町観光基本構想の推進期間10年が終了するに当たり次期芦屋町観光基本構想を策定するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき芦屋町観光基本構想推進委員会を新たに設置するものでございます。

次にその他で議案でございます。

議案第13号の北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議につきましては、昭和53年3月に北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の2市4町で形成した北九州都市圏広域行政推進協議会を廃止することについて協議するため、地方自治法第252条の6に基づき議会の議決をお願いするものでございます。なお、これまで本協議会で実施してきた事業は、平成28年4月に形成した連携中枢都市圏「北九州都市圏域」で策定している連携中枢都市圏ビジョンに包含されています。

次に補正予算議案でございます。

議案第14号から議案第21号までの令和3年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ8,000万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、普通交付税やモーターボート競走事業収入、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しております。歳出につきましては、財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

次に当初予算議案でございます。

議案第22号から議案第29号までの令和4年度の各会計の当初予算につきましては、予算編成に当たり、芦屋町の未来のため投資すべきところは投資しつつも、行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減はもちろん、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第22号の令和4年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額91億700万円で、前年比9.6%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が11億9,000万円、地方交付税が24億9,000万円、国庫支出金が9億1,000万円などとなって

おります。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は7億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を5億4,000万円計上しております。歳出の主なものは、総務費では芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業費を計上し、民生費では若葉保育所園舎建て替えに対する補助事業費を計上し、教育費では芦屋東公民館外部改修工事費を計上しております。このほかに山鹿保育所内部等改修工事費や魚見公園整備工事設計委託費、緑ヶ丘団地整備事業費に加え、定住促進奨励金や出産祝金などを計上しております。

議案第23号の令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額4億2,663万5,000円で、前年比10.9%減の予算規模となっております。歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金及び町債を計上しております。町債は、医療機器分として6,210万円を計上しております。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費3億6,454万円を計上しております。

議案第24号の令和4年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億3,137万9,000円で、前年比0.1%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

議案第25号の令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2億5,972万1,000円で、前年比5.3%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第26号の令和4年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額816万円で、前年比91.7%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、消費税還付金及び指定管理者からの納入金などを計上しております。歳出の主なものは、修繕料などを計上しております。

議案第27号の令和4年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億5,097万7,000円で、前年比10.3%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。なお、学校給食費の保護者負担を軽減するため、学校給食費繰入金1,927万円を新たに計上しております。

議案第28号の令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は1,452億260万6,000円で前年比4.4%減、収益的支出は1,402億9,151万3,000円で前年比4.2%減、資本的支出は16億2,750万9,000円で前年比18.2%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外

発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第29号の令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億7,605万3,000円で前年比8.6%増、収益的支出は8億1,644万3,000円で前年比9.2%増、資本的収入は8億412万6,000円で前年比184.9%増、資本的支出は9億9,345万9,000円で前年比106%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金の戻入及び一般会計補助金などを計上しております。収益的支出では、減価償却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、処理場・ポンプ場改築工事、人件費などを計上しております。

次に承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う一般会計補正予算（専決第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の住宅使用料滞納者に対し、未払い住宅使用料の支払いを求める訴えを提起したことについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

## ○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第7号、芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてに関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく教育委員会の意見をあらかじめお聞きし、別紙のとおり回答を得ていることを申し添えます。

お諮りします。日程第4、同意第1号及び日程第5、同意第2号については人事案件でござい

ますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、副町長については同意第1号に関係いたしますので、退場をお願いします。

〔副町長 中西 新吾君 退場〕

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。まず日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

ここで、副町長の入場を求めます。

〔副町長 中西 新吾君 入場〕

○議長 辻本 一夫君

次に日程第5、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第6、議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第1号について質疑いたします。

この議案は、令和3年の人事院勧告に伴い行われるものです。本来12月に実施すべきものが、国家公務員が昨年の12月の引下げを見送り今年の6月に減額することになったため、総務省が全国の自治体に対し、地方公務員についても今年の6月で調整することを基本とするように通知したからです。私は、賃下げを行うのではなくコロナ危機の下で懸命に奮闘する職員に応えた職員の増員、処遇の改善こそが必要と考えます。

そこで伺います。今回の勧告でどのくらいの賃金の引下げが行われるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

昨年の12月で0.15月の減額という形になりますので、課長職で申しますと約6万6,000円ぐらい減額になるかと。係長につきましては約5万円程度、係員のなところにつきましては2万8,000円の減額になるという形になります。

それと今回0.15月、6月に給与改正をいたしますので、その分0.075月の減という形になりますので、昨年の12月から比較しますと、課長職につきましては約マイナス2万9,000円、係長職につきましては約2万5,000円、職員につきましては約1万4,000円という形になります。

今回の減額をトータルしますと、課長職につきましては令和3年の12月分のボーナスと比較して約9万5,000円ほど減になるという形になります。係長職につきましては約7万5,000円、職員に対しては約4万2,000円の減という形になろうかという形になります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、課長から答弁がありました。それぞれですね、やっぱり相当の減額がされるわけで、全体的に平均でですね、年額6万2,000円が減額されるという試算もあります。

この間ですね、公務員の賃金は大きく削減されてきました。2006年の給与構造改革で平均4.8%、2015年の給与制度の総合的見直しで平均2%の給与が引き下げられました。退職手当も2012年に平均402万円、2017年に平均78万円の削減が行われ、自治体職員の給与水準は退職までに賃金総額で約2,000万円も削減されています。この勧告で人事院総裁は「厳しい環境の下、困難な業務に対して誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して、心からの敬意を表します。」と述べています。しかし、大幅な期末手当削減を勧告したことは、公務員に対する敬意は全く感じられない空虚な談話と言わざるを得ません。

公務員の賃金は、全ての労働者の賃金に大きな影響を与えると考えます。住民の命と暮らしを守るための公務公共の拡充をすべきであり、引下げはすべきでないものと私は考えますが、その点についてはどうお考えなのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

やはり国の人事院勧告に基づき、やはり民間企業との格差を是正するという形になっておりますので、これはやはり同じような形で準拠していきたいと町のほうは考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第4号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この議案第4号は会計年度任用職員についての給与の問題ですが、この中で人事院勧告に伴う給与改定というふうになっております。人事院勧告では先ほど言ったように職員については引き下げられたということですが、具体的にですね、給与改定によって会計年度任用職員はどうなるのか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の改正につきましては人事院勧告等が行われた場合、これにつきましては翌年度に適用するという形で、年度ごとに会計年度任用職員というのを雇用しておりますので、給与改定等があった場合には翌年度に反映するという形で今回給与改定をするものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第6号についての質疑を許します。ありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第6号について質疑いたします。

議案第6号は昨年可決されたデジタル関連6法の1つ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、条例の一部を改正するものです。デジタル関連6法の1つであるデジタル社会形成基本法は、国や自治体が有する膨大な住民情報を標準化し、民間企業が個人の同意なくその情報にアクセスし、利用できるようにすることができるようにすることを想定しています。そして、その障害である自治体の個人情報保護条例を骨抜きにするため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、個人情報保護制度について全国的な共通ルールの規定の所管の一元化により、情報利用の促進を図ろうとするものです。

多くの自治体の個人情報保護条例で制限されている情報連携が今後、国で定められる共通ルールに違反すると、自治体に対し地方自治法に基づく是正の要求が出され、自治体の個人情報保護が脅かされることが懸念されますが、そういった点についてお考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われましたその関連法案に基づいて、今回の条例改正につきましてはこの個人識別符号について、この定義を町としては法律に基づいて変わるという形になりますし、独立行政法人につきましてもこの法律に基づいて定義の位置づけが変わるという形の認識をしております。

今、川上議員が言われました、この個人情報の保護条例が芦屋町が大きく変わるという形ではなく、この定義がどこに位置づけられているのかというところになっておりますので、そこから関連する、今言われましたいろいろ情報が拡散するのではないかとこの条例とはちょっと関係ないのではないかとこのように認識をしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、これはですね、先ほども言ったデジタル関連6法に基づく条例の改正ですのでですね、

やはり委員会ではもっとですね、慎重な審議をお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第7号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてお尋ねします。

まず、この条例の内容についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についての内容について、お答えします。

芦屋釜の振興などを推進するため、現在教育委員会が所管しています生涯学習課芦屋釜振興係に関する事務を令和4年4月1日から町長部局に移管し、芦屋釜振興課の新設を予定しています。なお、教育委員会から町長部局への事務移管については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、職務権限の特例における条例の定めるところにより「当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。」という規定に基づき、町長が事務を管理・執行できるよう新たに条例の制定を提案しているものです。また、条例の制定に伴う関連条例として、芦屋町事務分掌条例、芦屋町職員定数条例、芦屋釜の里設置及び管理運営に関する条例の一部改正を附則に規定しています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

それでは、今回新たに芦屋釜振興課を町長部局に新設される経緯、また目的を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

経緯と目的についてお答えいたします。

第2次芦屋釜の里振興計画では基本理念として「茶の湯釜の製作を中心とした芦屋鋳物の復興を目指し、あわせて、地域において文化的機運を醸成し、芦屋釜を代表とする優れた文化遺産が身近にあることへの誇りと認識を育てると共に、町の観光振興に寄与することを目指す。」と定めています。芦屋釜の里はこれまで芦屋釜の復興、鋳物師の養成等、文化施設としての役割を主に担うとともに町の観光振興等へも寄与してきました。

最近における芦屋釜の里の主な動きとしては、国指定重要文化財の芦屋霰地真形釜の所蔵や養成した2人の鋳物師の独立・地場化が挙げられ、町の観光拠点として重要文化財を含む芦屋釜の里のさらなる活用や、芦屋釜や鋳物に関する地域ブランドの創出などによる観光及び産業の役割が大きくなっています。芦屋釜の里を地域づくりの観点から町長の権限と責任の下、産業観光課などのほかの地域振興関連行政と一元的に担当し、迅速な意思決定を可能とすることが必要と考えています。

なお、令和4年度には芦屋霰地真形釜を収蔵展示する施設の建設着手をはじめ、本釜を有効活用するための企画立案など戦略的な事業展開が求められることとなるため、本業務に専念できる体制の整備が急務となっています。また、重要文化財の所蔵により、文化庁をはじめとした関係機関との協議調整や来賓対応などがこれまで以上に求められるため、専門的判断や海外的活動が行えるよう常駐の館長、管理職を配置する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、産業観光との連携という話がありましたけども、第2次芦屋釜の里振興計画の計画期間はあと多分5年ほど残っていたかと思うんですが、今後ですね、観光振興に力を入れていかれるということで、計画見直しなど何かお考えがあればお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

現在のところ計画の見直しの予定はございませんが、計画自体が必要に応じてやはり見直すものとなっておりますので、内容によっては今後見直すようなこともあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第8号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてお尋ねします。

第1号～第3号まで15歳を18歳に改めるということで、非常に町民目線からすると望まれる条例改正ではありますが、この条例改正の施行が4月1日ではなくて7月1日ということになっておりますので、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

施行日がですね、7月1日になっている理由についてお答えいたします。

これは子ども医療制度の拡大に当たり、対象者の本医療制度への申請期間、関係機関への周知、保険証発行準備などに3か月程度要するため、7月1日からの施行とさせていただいております。スケジュールといたしましては、保険証発行等のためのシステム改修に約2か月、その改修期間の間に福岡県及び遠賀中間医師会への制度の周知や、広報あしや5月号で住民へのお知らせを行います。また、広報あしや5月号発行のタイミングに合わせて対象者へ申請書を発送し、最終的には6月中・下旬には保険証が手元に届くよう対応していこうと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、議案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、議案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第12号についての質疑を許します。妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

議案第12号、芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例の制定について、23ページにあります。平成15年にですね、観光立地宣言が出されて、芦屋町もそれに伴って「あしやの宝！磨き、伝え、魅せる観光のまちづくり」という形でこの9年ほど前に芦屋町観光基本構想なるものができておまして、私もじっくり読んだこともあります。

これがもう10年目を迎えて、今回基本構想が制定されるということで、第2条の(1)芦屋町観光基本構想の策定をするということは、今まで、前回の場合はそれだけだったと思うんですけど、今回3項目ですね、(2)芦屋町観光基本構想の評価及び検証、それから(3)、こういう2項目を追加されてますけども、どういう意図があつてこのようにされたのかお聞きします。

**○議長 辻本 一夫君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

それでは御質問の観光基本構想の評価、検証、こちらを追加した理由ということになりますが、現在ですね、観光基本構想にございます評価については観光あしや協議会のほうで行っているんですが、今後この観光を推進していくに当たりまして推進委員会というものを今度設置いたしますので、そちらのほうで検証、それと評価等をですね、しっかり行っていくために今回ここに追加をさせていただいたものでございます。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

大変喜ばしいことだと思います。であれば、前回の9年前に出来上がったものについては、そういう実績とか評価とかそういうものについてはどうなされていたのかなど。結局は職員の方々で実施して評価し、分析していただろうと思うんですが、今回ですね、このように設定をされて、推進委員の方をですね、設置されるということは望ましいと思います。

ただしですね、「8人以内とする。」ということになってますね。前回のものも8名、そしてワ

ークショップ、そういうことをされてますけれど、私この冊子を見ましてですね、やっぱりこの歴史文化、郷土史それから歴史的な人物の方、今回ですね、川上議員が山鹿兵藤次秀遠のことについて論じられるでしょうけれど、やっぱり芦屋町史とかこの芦屋観光マップ、こういうものについてですね、いろいろとですね、歴史文化、郷土史それから様々な分野があるわけですね。そういうことを考えたときに、この8名の方でいいんだろうかなと。もう少し2～3名増やしていただいて、例えば郷土史研究会の方とかですね、文化財の方がおられますね。正式に言いますと何ですかね、文化財保護委員会の方が6～7名おられますね。それから郷土史研究会の方が20数名か30名おられますから、そういうような方も入れた形で、幅広く歴史文化、神社仏閣、石仏、そういうものをよく調べられてるから、そういうことの方も加入するために8名を12～13名ですね、入れられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、議員のほうがおっしゃったとおり前回ですね、8名でこの芦屋町観光基本構想の策定について検討していただいております。今回につきましても8名で、まだ内容については今後ですね、調整等を行う予定にしておりますので、8名で行いたいと考えております。

この条例の中にはですね、必要に応じて意見を聞けるということにもなっておりますので、その辺を踏まえて今回8名でと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようでございますので、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第13号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、議案第14号についての質疑を許します。中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

2番、中西です。議案第14号、令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）の45ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目電子計算機費、1 2 節委託費、転出・転入手続きワンストップ化対応業務委託について、この業務の委託内容と財源についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

4 5 ページの転出・転入手続きワンストップ化の内容についてお答えいたします。

この転出・転入手続きのワンストップ化の概要としましては、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報、氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日などにより事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るものです。

また財源としましては、歳入になりますけれども 3 0 ページをお願いいたします。

下のほうの表になりますけれども、説明書きのところをいくと上から 4 つ目になります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の金額が 1 5 1 万 8, 0 0 0 円、この補助金がございます、全額充当しております補助率が 1 0 0 % の事業となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

中西議員。

○議員 2 番 中西 智昭君

役場に行かずに転出・転入の手続きができるのであれば時間短縮や利便性向上につながり、忙しい町民にとっては便利なシステムと思います。

その利用開始時期や住民への周知に対して、どうお考えでしょうか。教えてください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

今回、3 年度の補正予算として計上させていただいておりますけれども、6 ページをお開きください。この繰越明許費のところの 1 番上に記載してありますが、転出・転入手続きワンストップ化対応業務委託は来年度に繰り越す予定としております。事業費も全額繰り越す予定です。事業自身は来年度の事業実施ということになります。

サービスの開始時期につきましては、国から出ている Q & A によりますと「各団体の準備状況や窓口の繁忙期を勘案の上、適切に設定したいと考えており、現時点では令和 5 年 1 月～2 月頃のサービス開始を予定している。今後、適宜情報を共有してまいりたい。」ということですので、国の動向を注視し、適切な時期に広報あしやや町ホームページなどでも周知を図りたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

利便性が高まる半面、なりすましなどのセキュリティーの問題が気になるのですが、その点についてどうお考えがあるのか教えていただけますか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

マイナポータルというものを使うんですけれども、このセキュリティー対策についてお答えしたいと思います。主なものとして3点御紹介いたします。

1点目が、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを用いて公的個人認証サービスを利用するため、より高いレベルでの本人確認を行うことができます。これにより、なりすまし、改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため高いセキュリティーを確保いたします。

2点目は、マイナポータルはT L Sで保護された通信によってのみアクセスが可能です。T L Sの利用により、利用者とのマイナポータル間の通信は暗号化され、傍受による情報漏えいの防止、及び改ざんの検知が可能です。また、利用者はサーバー証明書を調べることで接続先が本物のマイナポータルであることを確認することができます。

3点目は、過去のマイナポータルの利用履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作について確認の上、気づくことができます。

主なものだけですけれども、このような安全対策が行われております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、議案第15号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、議案第17号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、議案第18号についての質疑を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

日程第23、議案第18号、令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

3ページのところのですね、繰越明許費補正追加事業費とありますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

御質問の繰越明許費の件でございますが、事業名はトイレ設備等改修工事ということで繰越明許とさせていただいております。

こちらの理由としましてはコロナの影響によりまして、現在、工事で使う発注物品の一部納品がですね、遅れておりまして、これに伴って工事がですね、ちょっと延期という形で考えております。発注状況、納品の状況にもよりますが、今のところはですね、夏ぐらいにはという形のスケジュールを考えています。なおですね、このトイレの改修につきましてはウオシュレット部分の納品の遅れとなっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

このですね、国民宿舎につきましては、お客様を迎える大切な施設の1つであります。ささいなことでも与える影響は後々まで尾を引くのではないかと考えられます。トイレについてということですので、特に密接な部分であります。

そこで、この依頼につきましては、いつ頃お申し出があったのか。開始がですね、いつ頃あつ

たのか、その間の対応についてはどうだったのか、またこういう迅速な対応が求められる対応策については、今後どのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらのまず開始ということですが、工事発注してですね、業者が決まりまして発注に入ります。で、コロナの影響ですね、かなり努力していただいて納品のほうはできるように取り組んでいただいたんですが、状況としてはですね、そういうことで、これは工事発注の後にですね、判明したことでございます。

現在はですね、もともと今のトイレはウォシュレット付きのトイレが既にあります。これ更新の予定でしたので指定管理者とも協議しまして、お客様のサービス低下にならないように全てがそろそろまで今の現状のものを使って、特に支障はないということに理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、議案第19号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、議案第20号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、議案第22号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。令和4年度芦屋町一般会計予算についてお尋ねいたします。

まず、予算書の62ページをお開きください。62ページの上から2段目、行政手続きオンライン化システム対応業務委託についてお尋ねいたします。

まず、この事業内容についてお尋ねするのが1点。

次に65ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、10目芦屋港活性化推進費、12節委託料、設計委託料、砂像屋内展示施設設計委託、砂像屋内展示施設周辺整備設計委託についてお尋ねします。

芦屋港活性化推進委員会には、私を含め4名の議員も参加しております。この全天候型施設の基本方針については、令和3年5月13日の委員会で「全天候型施設の活用は砂像の屋内展示施設を基本とする。ただし、コロナ禍で社会経済状況が大きく変化したため芦屋港エリアの詳細な観光動向ニーズ調査を行うとともに、既存港湾施設活用における官民連携による導入機能のさらなる調査を行った上で、慎重に方針を決定する。」という内容で承認されました。その後、昨年11月から今年の1月にかけて観光動向調査を行われました。その後、開催予定だった推進委員会はコロナの影響で延期したままになっています。

今回どのような検討がなされ、予算計上に至ったのかお聞かせください。

この2点で、よろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

まず、企画政策課のほうから62ページの行政手続きオンライン化システム対応業務委託についてお答えいたします。

説明のその下にあります行政手続きオンライン化ネットワーク設定変更対応業務委託とセットの事業となっております。自治体の行政手続きのオンライン化は、国が令和2年に策定しました自治体デジタル・トランスフォーメーションの重点取組事項の1つに掲げられており、2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするものです。

なお31の手続とは、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求など、子育てに関するものが15手続、要介護、要支援認定の申請など介護関係が11手続、罹災証明書の発行申請の被災者支援関係が1手続、こちらは都道府県対象の手続となりますが、自動車保有関係が4手続です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

2点目の65ページ、設計委託、砂像屋内展示施設設計委託、同じく周辺整備設計委託に関する御質問にお答えいたします。

議員が言われましたように、昨年5月に芦屋港活性化推進委員会より全天候型施設の活用方法につきまして答申を受け、執行部にて方針決定を行ったところでございます。この方針におきましては砂像の屋内展示施設を基本とするものの、社会経済環境が大きく変化しているために詳細な観光動向やニーズ調査を行った上で最終決定するというようにしておりました。

このため執行部にて観光動向調査の結果を踏まえまして、前年度のウェブ調査の結果も基にです。ね、芦屋港活性化推進委員会に設置しておりますエリアマネジメント専門分科会に対しまして、本年1月、意見を求めたところでございます。その内容につきまして、芦屋町の独自性を生かした集客コンテンツとして認知度やニーズが十分にあるため、集客効果が高いというような御意見をいただいたところです。そこで、この基本方針を尊重することとなりました。

これを受けまして、執行部にて全天候型施設を砂像の屋内常設展示施設とすることとしまして、この財源となる内閣府所管の地方創生拠点整備交付金の申請を1月に行ったところでございます。これを踏まえて、今回予算計上をしているというところでございます。

なお、御質問にありました芦屋港活性化推進委員会に関しましては、一度答申を受けておりますので改めて諮問するものではなく執行部で決定するものというような位置づけをしておりましたので、推進委員会に対しましては報告ということで行う予定でございました。ただし、御指摘のように1月及び2月の開催予定の推進委員会につきましては、オミクロン株による感染急拡大を踏まえまして会議を延長せざるを得なかったというような状況がございまして、観光動向調査の結果をはじめ検討経過について今後の直近の会議にて報告を行うように考えているところでございます。

なお、併せまして観光動向調査の結果につきましては検討報告書と一緒にですね、取りまとめを行った上で、議員各位にも出来次第配付をするように考えているところでございます。

以上となります。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

行政手続きオンライン化システム対応業務委託について、2点目のお尋ねをいたします。

この財源と今後のランニングコストについてどうなっているのかお尋ねします。

あと2点目が、砂像屋内展示施設設計委託及び周辺整備委託についての2点目のお尋ねです。

今回、施設や周辺整備の設計委託の予算計上です。当然、その後施設の工事に入っていくと考えます。かなり多くの費用がかかるのではないかと推察しております。総事業費はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 池上 亮吉君**

まず、行政手続きのオンライン化に関する財源、それから維持費についてお答えいたします。

予算書の30ページをお願いいたします。30ページの下のほうの表になります。15款国庫支出金、2項の国庫補助金です。右側の説明書きのところでいきますと上から5番目になります。

1節総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金470万円、これが自治体オンライン手続推進事業に関する国の補助金となっております。内容としましては補助率が50%の補助というものです。あとランニングコスト、維持費につきましては発生しないということで見込んでおりません。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

設計以降の工事に関する総事業費ということでございます。今回計上しております設計委託に関しましては、施設については測量、地質調査を含んでおりまして、建築工事までを含んだ総事業費は概算で9億～10億円程度となる見込みでございます。ただし、これは概算でございます。工事につきましては設計によって変わってきますので、前後するというところで御認識いただければと思っております。

また、財源につきましては歳入で計上しております内閣府所管の地方創生拠点整備交付金を想定しており、現在申請しているところでございます。補助率は総事業費の2分の1となります。また、町負担の2分の1につきましては過疎債を想定しております。

もう1点の周辺整備設計委託につきましては補助事業がないため、財源については過疎債を計画しているところでございまして、こちらの工事費につきましては設計によるため現在工事費は含まれておりませんので、先ほど申しました金額には周辺整備の工事費は含まれていないということ認識いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

3点目、行政手続きオンライン化システム対応の業務委託について3点目お尋ねいたします。

この申請が進めば住民の利便性が向上し、役場の窓口業務の改善にもつながると思います。特に子育てに関する申請利用は見込めるとは思いますが、スマホなどの操作が苦手な、介護の申請が今回必要な高齢者の皆様は、お手続きがなかなか難しいのではないかと推察します。その点を踏まえ、町も50%の費用の470万円を負担するというのであれば、しっかり活用していただかなければいけないと考えます。

その点について、町はどのような対応をされるのかお考えがあればお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

高齢者等の対応ということでお答えしたいと思います。

自治体のデジタル・トランスフォーメーション推進計画にもですね、自治体デジタル・トランスフォーメーションの取組と併せて取り組むべき事項の1つとして、デジタルディバイド対策というものが掲げられております。芦屋町としましても、こちらは生涯学習課が所管となりますけれども、生涯学習講座においてスマホ・タブレット講座の開催や、福祉課の所管となりますが老人クラブを対象に講座を行うようにしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほど萩原議員が質問しました件で、ちょっと御質問させていただきます。

65ページの砂像屋内展示施設設計委託、今回当初予算で組んでいただいている状況にありますけど、これに関して予算関係は内閣府関係からそういった補助で2分の1ということなんですけど、まだ多分、内閣府からの決定通知もないんじゃないかと思われそうですけども、これについてはそういった補助を受けられなくても町としては推進する方向で今考えておられるのか、この点1点だけ確認させてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

補助金が万が一採択されなかったとしても、過疎債等の活用によりまして推進していく。また、この補助金につきましては毎年申請ができますので、次の段階で、来年度とか補正のタイミングと募集があったタイミングで必ず再度申請をしていくというような考え方でおります。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほか。妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

妹川です。85ページを御覧ください。

85ページですね、遠賀保護司会補助金ということで1万5,000円が計上されています。遠賀保護司会が出している冊子が毎年出ていますが、私は保護司の役割とかですね、活動なさっている姿を見て、非常に理解しているつもりです。これは芦屋町全体の問題ですし、遠賀郡の問題として活動なさっていることに敬意を表しているわけですけど、今この補助金が1万5,000円、数年前は2万円だったかなと思うんですけど、この遠賀保護司会にですね、町は町民の募金額と合わせて町は幾ら補助しているかお尋ねします。

それと、88ページの3目老人福祉施設費のところなんです。88ページですね、老人憩の家アンケート調査業務委託及び指定管理料の件ということで、2,727万5,000円上がっています。これは数年前に、町は大々的にアンケートをやって分析もしておりますね。また、社協も4年ぐらい前と3年ぐらい前ですか、社協も2回アンケートをしております。立派な分析されたものがあります。それで社協もアンケートをとる、町もとるということであれば、いよいよ建物ができるのか、どこにできるのかというような期待感があったわけですが、なぜ今回ですね、かなりのお金を使ってまたアンケートをとられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

次に105ページ、106ページになります。ダンボールコンポスト利用講座及び補助金の件ということです。

生ごみを可燃ごみとして出すことは、生ごみはほとんど水分なのでから焼却するにはプラスチックや油が必要です。土に戻せば油も必要ありませんし、そういう意味で生ごみは資源ということで広報でもですね、生ごみを捨てないようにということを啓発されてますが、やはり生ごみの焼却による温室効果ガスの減少のため、やはりダンボールコンポスト、その保管にですね、使うことで非常にいいことなんです。どうしてダンボールコンポストの利用者は増加しないのか。啓発が足りないのか、それとも町民の皆さん方に行き届いてないのか。まず、それをお聞きしたいと思います。

次は112ページをお願いします。堂山北側広場階段設置工事についてです。

それと115ページになりますが。すみません115ページも。洞山案内看板設置工事の工事

請負費102万3,000円というふうに計上されています。洞山案内板工事に関しては、あしたは川上議員が一般質問されると思いますが、お堂の堂山は平家一門の追悼のためにつくられた福岡県遠賀郡芦屋町における石塔群300体が祭られております。山鹿の裏から500艘の船団が赤旗立てて出港し、下関から壇ノ浦へと出陣していった。山鹿水軍の家族が見送ったことによって、その遺族の墓かそれとも平家一門の墓かと言われておりますが、そういうことでどのような看板を掲げられているのか、内容についてちょっとお尋ねします。

次に125ページです。魚見公園整備工事設計委託です。

広大な魚見公園は町民の憩いの場であり、町外の方もですね、憩いの場ではありますが、これを整備されるということについて非常に期待感を持っております。で、まだ委託の状態でしょうか、どのような整備構想を持っておられるのか、またスケジュールはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

すみません、もう1点です。

135ページ、第三者評価委員の科目保存として1,000円上がっております。数年前はですね、たしか1万3,000円上がってたんですが、この5～6年ぐらい前に1万3,000円ぐらい上がりましたが、この何年か1,000円なんですね。この第三者評価委員の評価目的と役割は何だったのか、なぜ外したのか、その点についてお尋ねします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは、まず1点目に御質問がありました保護司会に対する補助の関係でございます。

保護司会に対する補助金につきましては、郡の町長会のほうで補助金額が確定しておりまして、その分を予算計上させていただいております。あと、募金の額というところですが、誠に申し訳ありません。その募金の額と詳細な資料を今持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思っております。

続きまして2点目、老人憩いの家のアンケートについての御質問でございます。

なぜ、またもう1回するのかというところでございます。現在コロナ禍でございまして、それによる社会情勢の変化とか利用者の方々の生活の変化等また出てきていると思っておりますので、その辺も再度お聞きして、老人憩いの家の建て替え等に関する意見等を聴取していきたいということで再度アンケート調査をすることとしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

ダンボールコンポスの件についてお尋ねいただいた件でお答えさせていただきます。

ダンボールコンポスの利用者がどうして増えないのだろうかというお尋ねでしたけれども、我々も一生懸命啓発はしておるところです。その中で無料体験モニター、お試して使ってみられて、よかったらその取組を継続していただきたいという、このような取組もしておるところでございますが、広報とかで御案内して申込みを受けているところですが、これに申し込まれる方も年間で大体3名前後というところがございます。

なかなかですね、ダンボールコンポスが環境に優しいとか、やってみたいと思われるところまではいくんですが、実際やっぱり臭いの問題、それから虫が発生してしまう、このようなところで女性の皆さんが少し敬遠されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えしたいと思います。まず、112ページの堂山北側広場階段設置工事ということではよろしかったと思いますが、この内容ですね、お答えしたいと思います。

こちらはですね、堂山北側広場、要は今のお堂の堂山と洞穴の洞山、こちらの間のところに少し広場がございます。これを北側広場という形で今回表しておりますが、そこからですね、洞穴に下りるところ、現在は胸壁のほうがございますが、ここに人が下りるぐらいの隙間——まあ切り口があるんですが、そちらが今、段差がかなり高いということを確認しておりますので、その下りるところにですね、安全対策の一環として階段をつけたいということの内容でございます。

それと次、115ページです。洞山案内看板設置工事、こちらはどのような看板かという御質問だと思いますが、今計画しておりますのは、まず場所につきましてはお堂の堂山の辺りですね、石塔群ということよりも私たちが考えていますのは洞山全体ですね、観光の観点から、その辺の看板を設置したいというような今考えで、堂山のお堂の前辺り、まだはっきりした場所は決まっておりますが、看板のほうを設置してですね、洞山の紹介をしたいというふうに考えているところがございます。

次に125ページ、魚見公園整備工事設計委託ということで、今のお考えと計画ということで御回答したいと思います。

こちらの魚見公園整備工事設計委託ということで、現在ですね、この魚見公園につきましては基本計画を策定中でございます。来年度ですね、今年度中に計画が出来上がる予定でございます。

ので、4年度にこの設計のほうに移らせていただきたいというふうに考えているものでございます。内容としましては、まだはっきりですね、計画ができておりませんのであれですけども、そもそもの計画の考えとしましては管理道路等を含む散策道の整備や、各展望台の整備、あと植栽、そういったものを整備していくことによってですね、多くの方に訪れていただけるような観光公園を目指したいということで、今計画をしているところです。

計画の範囲なんですけども、これも計画のところで御説明したこともございますが、特に周遊の多い第1・第2・第3展望台、また林間広場、その間をつなぐ園路、こちらをはじめとしまして、また釜の里との連携も考えたような遊歩道についてですね、今計画を検討中でございます。令和4年度にですね、この設計を進めまして、その内容に基づいて令和5年以降にですね、整備工事に移ればということで今考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

教育費の第三者評価委員の件についてお答えします。

第三者評価委員につきましては学校におけるいじめ事象などが発生した場合に開催するということになっておりますが、ここ5年以上開催の実績がないということから、令和元年度より報酬及び費用弁償については科目保存するというようにしております。なお、重大案件が発生した場合には、予備費等で対応して委員会を開催するということになっております。

なお委員会の構成につきましては、弁護士などの専門家の方で構成しているものでございます。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

2回目ですかね。基本構想の策定についてはですね、先ほども言いましたがやっぱり農業や漁業、この冊子を見ると、どちらかというと本当に具体的に現実に見えるようなものが多いわけですね。だから、やはり漁業・農業もそうですが、観光それから自然、それから歴史上の人物、神社仏閣ですね。非常に分野が広いと思うんですね。そういう意味で、その策定をされてまた様々な評議員の方たちが検証していく際にですね、また多くの方々の意見を取り入れるような形でですね、進めていっていただきたいというふうに思ってます。

保護司会のことについては、じゃあ今幾ら補助しているかということについては今お答えになりませんでしたね。町として、お幾らですかね。すみません、後からでいいです。じゃあ、

それがあれば答えていただきたいです。

そして町民からね、昨年度、一昨年ですかね、32万1,000円、募金額が32万1,000円なんですよ。45円でしたけれど。それでね、募金に頼らず、町は僅か1万5,000円ですからね。例えば32万1,000円ならプラス1万5,000円で30何万で済むわけですから、町が独自で補助する、ないしは町が厚労省が負担するよう遠賀保護司会に働きかけるとか、遠賀保護司会が国に働きかけるというような動きはないんですか。

あ、すみません。それと老人福祉施設の件ですけれど、利用者の変化があるとは私は思いませんが、これはどこに委託されるんですか。これは社協に委託されるのか、またはコンサルタントを利用されるのか。お金がもったいないですね。税金の無駄遣いのような気がします。それで、設置場所は今、1か所か2か所かということで、老人憩の家に参加者の方は期待されてますけど、どのように考えられていますか。

それからダンボールコンポストの件ですけども、大変、私ももう十数年利用しております。非常に大変だと思います。虫が湧いたりですね。でもですね、生ごみを捨てないがためにですね、プラスチックはもうプラスチック用に入れますから、非常にごみ袋が少なくて済むんですね。もう本当4分の1ぐらいでいいかと思います。夏なんかは、もうなおさらですね。そういう意味で、この生ごみダンボールコンポストなり様々なコンポストがありますが、もう少し啓発するというか。先日の3月号でしたっけ、野良猫の問題について大々的に書かれてましたが、ああいう形で生ごみを減量することによって、どれだけの町としての消費量が、エネルギーが少なくて、そして環境保護対策にもなるし、カーボンニュートラルの影響の減少にもなるんだというような、そういう環境問題に対する啓発からスタートするのもいいかと思いますが、そういうような広報を出してみることは考えておられませんか。

それから最後のですね、費用弁償のところに行きます。第三者評価委員ですね。これは何か問題が発生したからというような形の第三者評価委員とは違うと思うんですよ。これはやっぱり教育活動、学校運営の改善・向上のための取組について第三者の方々がそこに参加していくと。いわゆる教職員による自己評価というものを毎回やられていると思いますが、1年間のですね。そういうことについて評価を行うことによって第三者的なものを入れていただけるという取組ではなかろうかと思うんですが、そういうことではないんですか。最後ですけど、はい。（「議長。質疑の関係でしょ、今は」と呼ぶ者あり）質疑してますよ。（「質疑は自分の意見をですね、述べるものではないんですよ。質疑は質疑にしてもらわんと。自分の意見を述べたいのであるならば、一般質問でやっていただきたい」と呼ぶ者あり）、（「そのとおり、そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

そのとおりです、はい。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○議員 8番 妹川 征男君

質疑をしています。

○議長 辻本 一夫君

じゃあ、答弁をお願いします。（「外で聞いたったら質疑じゃない」と呼ぶ者あり）  
福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

では、保護司会のところになります。町の補助については今書いてある1万5,000円、これのみになってます。あと、遠賀保護司会として国への補助の要望とかいうのは聞き及んでおりません。それと、町から補助しないのかということなんですけれども、こちらも保護司会のほうから要望等あっておりませんので、今のところ検討に至ってはおりません。

それと2点目の、アンケートのところですね。委託先はどこかというところになります。社会福祉協議会ではございません。民間業者に委託して、やる予定でおります。場所等についても基本構想等つくって案が出ておったんですが、その辺も今度のアンケートをまた行ったこと、その内容の結果を見ながら詳細を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

ダンボールコンポスの啓発の御指摘をいただいたところです。

これまではダンボールコンポスを例えば普及させたいということで、講座を開いてわざわざ皆さんに集まっていたいて、そこでダンボールコンポスの御紹介なんかをさせていただいておったんですけれども、なかなかこれでも皆さん集まっていたけなかったということからですね、近年では生涯学習課さんのほうが開催されております「人権まつり」、大変盛況でたくさんの方がお見えになりますが、その中で私ども環境住宅課のほうは地球温暖化対策なんかを啓発する環境ブースのほうを開かせていただいております。そこで小さいお子さんがクイズ形式で問題に答えながら景品が当たる、それが楽しいからといってたくさん来られる、それに伴って保護者の皆さんもたくさん来られております。

このような、せっかく人がたくさん集まるような場を捉えて私どもはダンボールコンポスを持ち込んで、そこで保護者の方なんかには普及啓発をさせていただいておったりもしております。これもちょっとした工夫はしておるつもりです。

また、議員御指摘のとおり今後につきましても、啓発の方法につきましてもいろいろ知恵を絞

って、また取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

第三者委員会のことにつきまして、これはあくまでもいじめ等の重大案件が発生したときに開催するものということでございまして、今、議員御指摘いただきました学校活動を含めた教育委員会に対する評価意見に関しましては、この135ページの7節の報償費の謝礼金の中に、教育委員会評価意見書謝礼という項目で2万円計上しています。こちらのほうで評価していただいているというものでございます。そういうわけで、すみ分けを行っているということでございます。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほかありませんか。妹川議員。3回目ね。

**○議員 8番 妹川 征男君**

老人憩の家の風呂のですね、2年ほど前にですね、建て替えを1～2か所するかというような話の中で、建て替えの方向に行くということを出されてましたけど、もうそれから2年ほどになるんですが、一応スケジュールというものについては全くないということではないんですか。それとも、もう考えておられるのか。そこをお聞きしたいと思います。（「答える必要ないじゃないか、質疑でもないのに。一般質問か」と呼ぶ者あり）

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

スケジュールにつきましては、まだ明確なものは決まっておられません。今後そのアンケートも踏まえた中で考えていきたいと考えております。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほかありませんか。信国議員。

**○議員 5番 信国 浩君**

まず最初にですね、65ページをお願いします。地域振興費の中の負担金、補助及び交付金のところの防犯カメラ設置補助金についての説明と、それから124ページ、その公園費の中の1番下のほうにですね、アスベスト調査業務委託（海浜公園第3駐車場トイレ）の部分と、同じく125ページのところの、レジャープール事業費のところのレジャープールアスベスト調査業務委託についての御説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、防犯カメラ設置補助金につきまして御説明させていただきます。

これは令和2年度から行ったもので、町内の犯罪に対する抑止力の向上や安全安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した方に対しまして補助対象経費の2分の1の額を、1つの建物につきまして5万円を限度として補助するものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは124ページのアスベスト調査業務委託（海浜公園第3駐車場トイレ）、こちらの内容について御説明します。

まず、この海浜公園第3駐車場、下のほうに予算も上がっておりますが、今後改修を進める予定で設計を行うことにしております。その設計に入る前にですね、大気汚染防止法の一部改正に伴いましてアスベスト含有の有無にかかわらずですね、調査を行い、その報告をすることが義務化されておりますので、実施設計に入る前にですね、アスベストの調査を行うというものでございます。

次に125ページ、こちらもほぼ内容は、アスベストに関しましては同じ理由でございます。レジャープール設計に入る前にこの調査を行うということを考えて予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

まず最初にですね、先ほどありました防犯カメラの補助金につきましてでございますが、先ほども課長のほうからありましたように最近、事故とかですね、事件等の重要な手がかりになるということで、いろんなところに防犯カメラが設置されております。

先ほどもありましたように、なかなか芦屋町では防犯カメラの設置が広がらないということでございましたが、その要因として、先ほど2分の1の工事費、それから5万円以下という内訳がございましたが、現在では設置するに当たってはですね、その設置場所ですね、個人の家とか個人の敷地内とか、公共の施設であれば電柱とかよく聞きますけど、そういうところには設置が

不可能だということを知りましたので、その設置の工事までをお考えかどうかを、この金額でできるのかどうかについてお尋ねいたします。

それからアスベストの件につきましてでございますが、アスベストについては以前も庁舎等いろんなところで問題になっておりました。これは、トイレとかレジャープールにつきましては長年使用しておりますけれども、その間につきましての検査は行わなかったのかについてお伺いいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

ちょっとお尋ねの内容に的確に答えられるか分かりませんが、この防犯カメラの補助金につきましては個人ですね、お宅なんかにつけていただく分の防犯カメラに対して設置補助金を出しておるものでございまして、公の施設に設置するような防犯カメラというのは対象としておりません。それにつきましては、それぞれの所管課のほうで予算を組んで取り組まれることだと思っております。全く別物です、そこは。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどお答えしましたアスベストの件ということで、過去ですね、調査なんかはしたのかということなんですけども、ちょっとほかの庁舎その他の調査の結果というのは、私のほうでちょっと今、把握しておりませんので、ちょっとお答えが今できないんですが、そういった形で、うちではちょっとお答えできる内容ではないかなと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

ちょっと質問の要領が悪かったようで申し訳ありません。

アスベストについてはですね、今までにいろんな調査、この本庁舎とかいろんな建物をされたと思いますけれども、そのときには実施しなかったのかという意味でございました。

それから先ほどの防犯カメラにつきましては、個人のお宅というのはお話を聞いておりますけれども、ただ、設置したい場所が現状では限られていますので、新しくポールを立てるとかそうい

うふうなことを考えると補助の5万円以下、10万円以下ではできないということでお聞きしておりますので、それ以外のことがあるかどうか、今後考えられるかどうかをお聞きしておりました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第28、議案第23号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第29、議案第24号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第30、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第31、議案第26号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第32、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第33、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第34、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第35、承認第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第36、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第37、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第1号から日程第35、承認第1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時41分散会

---